

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問・意見内容	回答
1	実施方針	3	第1	1	5)	(4)		光熱水費は近頃価格が急騰しており、今後も更なる値上げ等が予想されます。事業者にとっては多大なリスクであるとともに、これにより全体の提案金額が予定価格に収まらないことも想定されます。光熱水費は実際にかかった費用を市に請求する実費精算としていただけないでしょうか。	原案のとおりとしますが、予見できない過度な価格高騰に対しては協議することとします。
2	実施方針	4	第1	1	6)	(3)	①	施設整備に係るサービス対価（割賦支払い分）に対する消費税相当額については、その全額を施設引渡し年度の施設整備に係るサービス対価（一時支払い分）の支払いに合わせて、一括でお支払いいただけるとの認識でよろしいでしょうか。 2018年度の税制改正における長期割賦販売等に係る延払基準の廃止に伴い、本施設の施設整備に係るサービス対価が支払われる都度ではなく将来に支払われる割賦支払い分を含めた本施設の施設整備に係るサービス対価全額が施設引渡し年度の売上として認識され、当該サービス対価全額に対して受取消費税が課税されるため、事業者には過大な資金負担が発生してしまいますし、当該消費税分に係る資金は金利変動リスクの観点から金融機関からの調達には困難となっています。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	4	第I	1	6)	(3)	①	施設整備に係る割賦元金に係る消費税及び地方消費税の支払方法について、「長期割賦販売等に係る延払基準」が廃止されたことを考慮していただき、当該割賦元金に係る消費税及び地方消費税は、一時金の支払いと同じタイミングで一括して支払われる建付けをお願いいたします。 万一、割賦元金に係る消費税及び地方消費税が、一時金と同じタイミングで一括してお支払いいただけない場合（事業期間にわたり平準化して支払われる場合）、消費税及び地方消費税相当額を金融機関から借入する必要がありますが、貴市がSPCに支払う消費税及び地方消費税には割賦金利が付かないことから、施設整備に係るサービス対価では毎回の借入元金と借入利息を返済できないという問題が発生するためです。	No. 2参照
4	実施方針	4	第1	1	6)	(3)	①	割賦金利の基準金利は、施設供用開始日の2銀行営業日前に決定するとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等で公表する予定です。
5	実施方針	4	第1	1	6)	(3)	①	開業準備に係るサービス対価は、施設引渡後に一括して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。 若しくは、本施設の供用開始後に一括で事業者を支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等で公表する予定です。
6	実施方針	4	第1	1	6)	(3)	②	光熱水費は固定料金に含まれることを想定しているとの記載がありますが、固定料金では昨今の光熱水費の急激な高騰を鑑みると、事業者側での負担が大きくなると考えます。 光熱水費につきましては実費精算にさせていただくなどの検討はしていただけないでしょうか。	No. 1参照

7	実施方針	4	第1	1	6)	(3)	設計・建設期間中に発生する「SPC設立に係る費用(司法書士費用及び登記費用等)」「資金調達に係る費用(アレンジメントフィー及びエージェントフィー)」「SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)」は①施設整備に係るサービス対価に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	実施方針	4	第1	1	6)	(3)	開業準備期間中に発生する「金融機関に支払う手数料(エージェントフィー)」「SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)」は①②どちらのに含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 7参照
9	実施方針	4	第1	1	7)		上記について、建設準備工事(仮囲等の準備作業)を設計期間中にラップして行っても宜しいでしょうか。	支障のない範囲で提案に委ねます。 なお、令和5年度中はすいとびあ江南のイベント時臨時駐車場とすることを想定しております。
10	実施方針	4	第1	1	7)		施設の整備期間(設計、建設)期間として令和5年10月～令和7年7月頃の22か月を予定されておりますが、少々短いかと思われれます。設計期間と建設期間で各何か月を想定されているか、ご教授願います。	提案に委ねております。
11	実施方針	4	第1	1	7)		施設の引渡しについて令和7年7月頃と記載がありますが、要求水準書47頁に「開業準備期間は、開業の2ヶ月前から開始し…」と記載があることから、引渡し日は6月末という理解でよろしいでしょうか。	令和7年7月頃の予定です。
12	実施方針	4	第1	1	7)		本施設の引渡し予定日は、令和7年7月31日という理解でよろしいでしょうか。	No. 11参照
13	実施方針	4	第1	1	7)		施設の所有権移転が令和7年7月31日の場合、施設整備に関する契約不適合期間はそこから2年間という理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)にて公表します。
14	実施方針	6	第2	2	6)		入札公告(令和5年4月上旬)～質問回答(5月中旬)～提案書類の提出(6月中旬)まで時間がないとお見受けします。提案内容や積算に影響を及ぼしますので、可能な限り期間を確保して頂きますよう宜しくお願い致します。	ご意見として、お受けします。
15	実施方針	6	第2	2	6)		「民間事業者の選定に係る手順及びスケジュール(予定)」におきまして、入札公告から提案提出まで約2カ月しかありません。入札公告まで資料公表予定とありますが、入札公告時に資料公表では、施設設計や事業計画をするにあたり十分な検討時間がありません。	No. 14参照
16	実施方針	6	第2	2	6)		「民間事業者の選定に係る手順及びスケジュール(予定)」におきまして、入札公告から提案提出まで約2カ月しかありません。入札公告まで資料公表予定や質疑回答が提案提出まで、1カ月も無いことが想定される為、施設設計や事業計画をするにあたり十分な検討時間がないため、提案提出までのスケジュールを見直していただけますでしょうか。	No. 14参照

17	実施方針	6	第2	2	8)	<p>「入札説明書等に関する質問」と「質問に対する回答公表」のやり取りが1回だけの設定ですと、事業者からの疑義をすべて明確にした上での提案が困難となる事が想定されます。</p> <p>また、入札参加表明書当の提出手続きにおける必要書類等に関する質問も事業者側から発生することも十分に想定され、その「質問回答公表」から「入札参加表明書等の受付」までの期間が短いと、事業者による必要書類準備の都合上、参加申請手続きが非常に困難となる事も想定されます。</p> <p>貴市との質問・回答のやり取りの機会を複数回確保して頂きたいと思っております。</p> <p>例えば、初回の「入札説明書等に関する質問の受付締切」から「質問に対する回答公表」の間の期間をできるだけ早めて頂き、その後2回目の質問提示・回答の機会を設定頂く等、スケジュールの再考をご検討いただけないでしょうか。</p>	参加表明提出についての質問機会を設けます。
18	実施方針	6	第2	2	8)	<p>江南市様に質問する機会につきまして、入札説明書等に関する質問及び回答を熟考し、提案内容を見据えた上で、2回目の質問を受付していただけますでしょうか。</p>	No. 17参照
19	実施方針	6	第2	2	12)	<p>「落札者の決定及び公表」から「仮事業契約締結」までの期間が非常に短く、その期間内でSPC設立・貴市との事業契約書内容の最終協議妥結を済ませる事は非常に困難な事が想定されます。「提案書の受付・入札」から「落札者の決定及び公表」までの期間を可能な限り早めて出来るだけ早期に落札者を決定して頂く事をご検討いただけないでしょうか。</p>	ご意見として、お受けします。
20	実施方針	6	第2	2	12)	<p>落札者の決定及び公表から仮事業契約の締結までが非常に短期間となっています。SPCの設立に期間を要することから、最低でも1ヶ月の期間を設けて頂けますでしょうか。</p>	No. 19参照
21	実施方針	6	第2	2		<p>民間事業者の選定に係る手順及びスケジュールに関して、入札公告後に対面対話を実施いただけませんかでしょうか。</p>	質問にてご提示ください。
22	実施方針	6	第2	2		<p>民間事業者の選定に係る手順及びスケジュールについて、入札公告から入札までの期間が短いため、提案書の様式のそれぞれの枚数は少ない設定をお願い致します。</p> <p>また、図面作成における測量図やボーリング調査等の必要資料の早期な公表をお願いします。</p>	<p>手順及びスケジュールについて、ご意見としてお受けします。</p> <p>測量図等の資料について、測量及び地質調査の委託事業を実施中で、工期が令和5年3月までの予定ですが、整い次第早期に公表できるよう努めます。</p>
23	実施方針	6	第2	2		<p>入札公告から提案書類の提出までの期間が非常に短い状況でよりよい提案をするため、入札公告時に示す予定の書類（落札者決定基準、基本協定書案、事業契約書案、様式集等）の一部を先行して公表していただけないでしょうか。</p>	ご意見として、お受けします。
24	実施方針	6	第2	2		<p>予定価格は公表していただけますでしょうか。</p>	入札説明書等で公表する予定です。
25	実施方針	6	第2	2		<p>配送校および配膳室の見学については予定されておりますでしょうか。</p>	見学会の開催予定はありません。

26	実施方針	8	第2	2	13)	(2)		SPCの所在地は本件施設としてもよろしいでしょうか。	本件施設及び本事業用地は公有財産であることから、SPCの所在地とすることは不可とします。
27	実施方針	8	第2	2	13)	(2)		SPCの設立場所について、本事業用地を所在地として登記することは認めて頂けますでしょうか。	No. 26参照
28	実施方針	8	第2	2	13)	(2)		SPCの所在地は、維持管理運営期間中は今回整備する学校給食センターとしてもよろしいでしょうか。	No. 26参照
29	実施方針	8	第2	2	13)	(3) (4)		仮事業契約を締結したうえで、市議会の議決を経た後に、仮事業契約がそのまま本契約になるとの理解で宜しいでしょうか。 (再度契約手続きは不要との理解でよいか)	ご理解のとおりです。
30	実施方針	9	第2	3	1)	③		協力企業の定義として、構成企業から業務の受託・請負を予定している企業とあります。下請け企業がすべて協力企業に該当します。本事業では数十社の下請け企業が想定されるため、そのすべての企業が構成員となると、事業者にとって多大なリスクとなります。従来の学校給食センターPFI案件同様、構成企業はSPCに出資しSPCから直接業務の受託・請負を予定している企業、協力企業はSPCに出資はしないがSPCから直接業務の受託・請負を予定している企業という建付けにしていけないでしょうか。	協力企業の定義（構成企業から業務の受託・請負を予定している企業）は原案のとおりとしますが、協力企業は構成員としないこととします。
31	実施方針	9	第2	3	1)	③		「協力企業：構成企業から業務の受託・請負を予定している企業」とありますが、協力企業の参加資格の設定はない理解でよろしいでしょうか。また、協力企業の提案書等への明示も特に必要ない理解でよろしいでしょうか。	No. 30参照
32	実施方針	9	第2	3	1)	③		協力企業は、構成員として入札参加表明を行う企業のみであり、落札後に構成企業から受託・請負を決定した企業は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	No. 30参照
33	実施方針	9	第2	3	1)	③		SPCへの出資の有無で、構成員の定義を分ける必要は無いでしょうか。	お見込みのとおりです。 No. 30参照
34	実施方針	9	第2	3	1)	④		資本関係のある企業がそれぞれの営業活動を知らずにそれぞれグループを既に組成している場合、2グループが失格になります。資本関係があっても経営や営業活動は完全に分かれている経営方針の会社もあるため、お互いに知りえなかった場合への措置はご配慮いただきたいと考えます。	互いの営業活動を確実に知りえなかった事を規定する書面等を提出ください。
35	実施方針	10	第2	3	3)			応募者の構成員の参加資格要件に調理設備企業の項目がありませんが、調理設備企業として参加を希望する場合、「競争入札に参加するものに必要な資格」は、入札参加資格の「27：厨房機器」でよろしいでしょうか。	調理設備企業の参加資格要件等は、その他企業にあたります。
36	実施方針	10	第2	3	3)			運營業務のうち、配送・回収業務のみ企業が行う場合の個別の参加要件については、「⑥その他業務を行う者」での参画との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	実施方針	10	第2	3	3)			応募者の構成員の参加資格要件とありますが、協力企業は各業務の要件を満たす必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	No. 30参照
38	実施方針	13	第2	3	3)			厨房機器設備や、各設備企業の参加要件の記載はございませんが、その他企業記載の要件でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

39	実施方針	11	第3	3	3)	(1)	設計企業につき、参加表明時に配置予定技術者(管理技術者、意匠主任担当技術者等)の記入を必要とするお見込みでしょうか。 必要とする場合、各主任技術者(意匠担当を除く)は協力事務所からの選定も含んでよろしいでしょうか。 また必要とする場合、企業実績に加えて各技術者の実績も必要とするお見込みでしょうか。	入札説明書等にて公表します。
40	実施方針	11	第2	3	3)	(2)	⑤の要件につきまして、共同企業体方式にて実施する場合、③の要件に関しましては、建設企業体の構成員(出資比率20%以上)が満たしている場合、参加資格ありとの解釈で宜しいでしょうか。	③の実績ついて、共同企業体方式で行ったものは出資比率20%以上のものを、参加資格要件の実績として認めます。 ③の要件は⑤にある通り、本事業を複数の建設企業で実施する場合は、少なくとも一社以上が満たしてください。
41	実施方針	11	第2	3	3)	(2)	給食センターは特殊な用途であり子どもの命にかかわる用途であるため、高い施工性が求められます。建設企業の実績は直近5年の公共施設の実績を確認するのではなく、直近10年の給食センターの施工実績を求める方が適切と考えます。	ご意見として、お受けします。
42	実施方針	11	第2	3	3)	(2)	給食センターは特殊な用途であり子どもの命にかかわる用途であるため、高い施工性が求められます。建設企業に求められる総合評定値は建築一式が800点以上ではなく、建築一式が1,300点程度以上を求める方が適切と考えます。(常滑市新学校給食共同調理場整備事業同等)	ご意見として、お受けします。
43	実施方針	12	第3	3	3)	(3)	工事監理企業につき、参加表明時に配置予定技術者の記入を必要とするお見込みでしょうか。 必要とする場合、各主任技術者(意匠担当を除く)は協力事務所からの選定も含んでよろしいでしょうか。 また必要とする場合、企業実績に加えて各技術者の実績も必要とするお見込みでしょうか。	入札説明書等にて公表します。
44	実施方針	12	第2	3	3)	(4)	② 令和4・5年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格とは、「あいち電子調達共同システム(物品等)」に登録されていればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	実施方針	12	第2	3	3)	(4)	③ 年度以降、入札公告の日までに延床面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上の公共施設における維持管理業務の受託実績とは、学校給食施設に限らないという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	実施方針	12	第2	3	3)	(5)	③ 本参加資格要件に関し、該当施設が限定的であり、参加企業が少なくなることが懸念されます。「平成29年度以降、入札公告の日までに竣工した4,000食/日以上 の提供能力を持つドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の新築工事の調理業務の受託実績を有すること。」など条件を拡大するようご検討頂けないでしょうか。上記の「入札公告の日までに竣工した」の竣工した及び「新築工事の調理業務」の新築工事のの二文削除をお願いできないでしょうか	運営企業の参加資格要件は「入札公告の日までに竣工した4,000食/日以上 の提供能力を持つドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の調理業務の受託実績を有すること」とします。

47	実施方針	15	第3	3	3)		念の為の確認ですが、施設整備に係るサービス対価は、貴市のモニタリングによる減額対象外との認識にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	実施方針	16	第4	1	2)		表中備考にて、駐車スペースについて時間外はすいとびあ江南利用者が駐車できるように配慮することとなっていますが、駐車スペースの範囲は事業敷地内であり、駐車場整備や管理は事業範囲に含まれるのでしょうか。その場合、本事業に関係のない不特定多数の第三者が事業敷地内の一部を利用することになりますが、その際に発生した事故等のリスクはすべて市負担との理解で宜しいでしょうか。（時間外利用であり事業者で管理が困難であるため。）	時間外とは、土・日曜日及び祝日におけるイベント開催時のことで、その際、事業用地内の駐車場及び空きスペースを臨時駐車場として取り扱います。ただし、管理・調整については、イベント主催者と直接行ってください。 なお、時間外におけるリスクについては市が負担します。
49	実施方針	16	第4	1			時間外はすいとびあ江南利用者が駐車できるように配慮することとなりますが、時間外とは給食提供日以外の日という解釈で宜しいでしょうか。その際、利用されるスペースの維持管理（鍵の施開錠や物損等の管理など）は、貴市にて実施するという認識でよろしいでしょうか。	No. 48参照
50	実施方針	16	第4	1			表欄備考に「駐車スペースについて、時間外はすいとびあ江南利用者・・・」とありますが、「時間外」とは、給食センターが稼働していない時間と休業日と解してよろしいでしょうか。また、稼働時間は事業者の提案に委ねるとしてよろしいでしょうか。	No. 48参照
51	実施方針	16	第4	1			すいとびあ江南宿泊者駐車場に出入口を設けることが可となっていますが、複数箇所設けることは可能でしょうか。また、すいとびあ江南宿泊者駐車場に設けた出入口を、主たる出入口としても問題ないでしょうか。	必要に応じ可としているのであって、支障がない限り、基本的には要求水準書（案）P.33（2）ア）のとおりとしてください。
55	実施方針	16	第4	1			本施設の立地条件の備考に記載の「駐車スペースについて、時間外はすいとびあ江南利用者が駐車できるように配慮すること。」との記載がありますが、この意味としては、図に記載のすいとびあ江南宿泊者用駐車場を示すのでしょうか。それとも事業用地内を示すのでしょうか。	時間外とは、土・日曜日及び祝日におけるイベント開催時のことで、その際、事業用地内の駐車場及び空きスペースを臨時駐車場として取り扱います。
52	実施方針	16	第4	1			対象敷地の形状から敷地面積を測定すると、記載のある16,000㎡よりかなり狭く見受けられますが、どちらの数値を正としたらよいでしょうか。	測量委託業務が完了次第、対象地図面を公表しますが、敷地面積は約16,000㎡と想定しています。
54	実施方針	16	第4	1			事業敷地図がございますが、対象敷地約16000㎡とは、緑色で示された範囲のことでしょうか。それとも、「すいとびあ江南宿泊者用駐車場」も含むのでしょうか。	「すいとびあ江南宿泊者用駐車場」は含みません。
53	実施方針	16	第4	1			「敷地内の伐採、整地、土壌調査は市が行う」とありますが、その内容、スケジュール等についてご教示ください。また、本事業の工事区分を明確にして頂き、本事業に土木工事も一部含まれるのであれば、その費用についても十分に予算計上をお願い致します。	整地工事は、令和5年度早々に着手し、夏頃には完了する予定です。 なお、予算計上については、十分考慮していると認識しています。
56	実施方針	17	第4	2			食数に関して「概ね8,100食、・・・」とありますが、提供食数を割り増した提案をした場合は加点評価の対象となるでしょうか。	加点評価の対象にはなりません。

57	実施方針	17	第4	2	1)		炊飯設備の設置は事業者委ねるとありますが、事業者提案に委ねているご主旨をご教示ください。	小麦のアレルギー対応のため、炊飯設備を設けることが考えられます。設置は提案に委ねております。
58	実施方針	17	第4	2	1)		炊飯設備の設置は事業者委ねるとありますが、設置・運営に要する費用は提案金額には含めるのでしょうか。含める場合、評価において設置・運営に要する費用による価格点のマイナス面と性能評価点のプラス面をバランスよく評価して頂けるのでしょうか。	設置・運営に要する費用は提案金額に含めます。提案内容によりプラス評価とする場合も考えられます。
59	実施方針	17	第4	2	1)		炊飯設備の設置は事業者委ねるとありますが、設置・運営に要する費用については、今後公表される予定価格には見込んでいるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	実施方針	20	別紙 -1		1)		要求水準書(案)P13「2)業務内容 ア) 令和5年度中のすいとびあ江南のイベント時に対象敷地を臨時駐車場として開放できるよう、時期を市と協議の上実施すること。」とありますが、臨時駐車場利用者の事故に関するリスクは市側のリスクとの理解でよろしいでしょうか。また上記のリスクは、リスク分担表でどの項目になりますでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は、事業契約書(案)にて公表します。
61	実施方針	20	別紙 -1				リスク分担表内にて、維持管理・運営期間中に第三者に起因する施設の損傷が生じた場合のリスクの記載がありませんが、第三者の起因による施設への損傷が生じた場合は、その修繕費用については市側が負担するとの理解でよろしいでしょうか。具体的には、通常想定される第三者に加え、見学者対応支援業務など市の主催する見学会の来場者や、食材配送企業も第三者に含めると理解しています。	事業契約書(案)にて公表します。
62	実施方針	20	別紙 -1				第三者等の帰責事由による異物混入・食中毒については事業者でコントロールできないため、市の負担としていただきますようお願いいたします。リスク分担表に記載がありませんので位に管理・運営項目での追記をお願いします。	事業契約書(案)にて公表します。
63	実施方針	20	別紙 -1	19			物価変動に伴う事業者の費用の増減に対し、指標となるものはございますでしょうか。また、建設業務における事業期間中はどの期間を想定されているか、ご教授願います。	事業契約書(案)にて公表します。
64	実施方針	20	別紙 -1	19			リスク分担表において物価変動リスクがございしますが、市の負担となる基準をご教示いただけますでしょうか。また、一定の範囲について起算日や算定方法をお示しいただけないでしょうか。	No. 63参照
65	実施方針	20	別紙 -1	19			No. 19の「物価変動」については物価スライド条項を設けられるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、現実の建設費動向に沿った指数、例えば、標準建築費指数季報(建設工業経営研究会)、建築費指数(建設物価調査会)などを、また、維持管理・運営についても実勢に近い厚生労働省の指標などを採用いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 63参照

66	実施方針	20	別紙 -1	22			不可抗力に起因する増加費用として、原油価格の変動に影響を受けるもの（電気料金・ガス料金等）の一定の金額以上は市側のリスクとしてお認めいただけませんか。	事業契約書（案）にて公表します。
67	実施方針	21	別紙 -1	36, 3 7			N036, 37の「工事遅延リスク・未完工リスク」に対するリスク負担についてですが、市の指示とそれ以外とでリスク分担を記載されております。市の指示以外においても事業者がコントロールできない事も十分に予測されます。N036のリスク区分に内包頂くか、追加で区分を挿入頂き、双方での検討事項とすることを検討下さい。	事業者がコントロールできないものとして、No. 19物価変動リスクやNo. 22, 23不可抗力リスクで整理しております。詳細は、事業契約書（案）にて公表します。
68	実施方針	21	別紙 -1	38, 3 9			N038, 39の「工事費増大リスク」に対するリスク負担についてですが、市の指示とそれ以外とでリスク分担を記載されております。市の指示以外においても事業者がコントロールできない事も十分に予測されます。N038のリスク区分に内包頂くか、追加で区分を挿入頂き、双方での検討事項とすることを検討下さい。	No. 67参照
69	実施方針	21	別紙 -1	43			維持管理・運営 運営費上昇リスク No.43 「物価、計画変更等以外の要因による運営費用の増大」の記載がありますが、具体的にどのような事象について想定されていますでしょうか。	事業契約書（案）にて公表します。
70	実施方針	22	別紙 -1	49			リスク分担表No. 49について、生徒数・教職員数の変動による需要変動のリスクとして事業者に△とされていますが、事業者が負担すべきリスクとして、具体の想定をご教示願います。	事業契約書（案）にて公表します。